



山百合



編集発行人
河合 孝彦
税理士
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776 (22) 0897(代)
FAX 0776 (27) 6199
<http://kawai.zei-mu.com>

7月 (文月) JULY
19日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 租特透明化法の「適用額明細書」

企業の税負担を軽減させる特別償却や税額控除など、租税特別措置の適用実態を明らかにするため、平成22年度税制改正で、租税特別措置の適用を受ける企業に対して提出が義務付けられることになった書類。平成23年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の申告から適用されます。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月12日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月2日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月2日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 8月2日
- 地方税 / 固定資産税 (都市計画税) 第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月12日
- 労 務 / 労働保険料 (概算・確定) 申告書の提出 (全期・1期分) の納付 7月12日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月2日

定時決定

算定基礎届の提出

定時決定とは、毎年七月一日（定時）に標準報酬を見直す（決定）ことをいいます。

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）は、保険料を徴収したり、保険事故（ケガ・病気、死亡、出産、老齢、障害）が発生した場合には、実際に支給される報酬月額（給与）ではなく標準報酬月額（仮の等級を作り、一定の範囲に報酬月額をあてはめたもの）に基づき保険料額や支給額を決定して事務の簡素化を図っています。

一度定時決定で決まった標準報酬月額は、給与の変動にもかかわらず、原則として、その年の九月から一年間固定されます。そこで、この標準報酬月額を毎年一定の時期に見直すことにより、実態に即した保険料の徴収と保険給付を行うことにしてい

ます。

以下、定時決定に際し、留意すべき点を掲げます。

■定時決定の対象者

定時決定は、毎年七月一日時点において適用事業所に使用される以下に該当する全被保険者を対象に行われます。

- ① 五月末日までに入社した人
 - ② 七月一日以降に退職する人
 - ③ 欠勤中の人
 - ④ 休職中の人（育児休業、介護休業を含む）
- 一方、次の人は定時決定の対象から除かれるため、算定基礎届に記入する必要はありません。
- ① 六月一日以降に入社した人
 - ② 六月末日までに退職した人
 - ③ 七月に月額変更届または育児休業等終了時変更届を提出

するか、八月または九月に提出する予定の人

■報酬の範囲

社会保険では、被保険者が労働の対償として事業主から受けるすべてのものが報酬（金銭によるものと現物によるもの）とを問わない」とされています。したがって、賃金、給与、報酬、賞与、手当など名称に関係なく、原則として報酬となります。

反対に報酬とされないものに、①年三回以下支給される賞与、②事業主が恩恵的に支給する結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、死亡弔慰金、③事業主以外の者から支給を受ける傷病手当金（健康保険）、休業補償給付（労災保険）、年金、恩給、④被保険者の財産収入による家賃、預金利子、地代、⑤臨時に受ける大入袋、⑥実費弁償的な出張旅費、⑦その他退職金、解雇予告手当などがあります。

■交通費（通勤手当）の取扱

交通費については、支給額の

全額が報酬となります。したがって、定期券を六カ月単位で支給している場合は、六で割った額が報酬月額となります。

通勤手当を算定基礎届に記入する場合、現金で支給しているときは「通貨によるものの額」の欄に、定期券や回数券で支給しているときは「現物によるものの額」の欄に記入します。

■算定基礎届に記入する報酬月額

算定基礎届に記入する報酬月額は、実際に四月中、五月中及び六月中に支給した社会保険料等控除前の総支給額です。

■報酬支払基礎日数

報酬支払基礎日数とは、報酬額を決定する際の計算の基礎となった日数をいいます。

- (1) 月給制の場合
その月に何日休んでも給与の額が変わらないため、出勤日数に関係なく暦日数が支払基礎日数となります。
- (2) 日給月給制の場合
欠勤したときには、その日

数分に応じて給料が差し引かれる日給月給制の場合は、就業規則や給与規程等で定めてある欠勤控除の規定に基づき、会社が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

(3) 日給制の場合

出勤（稼働）日数（有給休暇を含む）が支払基礎日数となります。

■報酬支払基礎日数の対象月

定時決定の対象となる月は、四月、五月、六月のうち支払基礎日数が一七日以上ある月です。一七日未満の月がある場合は、その月を除いて平均額を出します。

■パートタイマーの算定方法

短時間就労者については、一般の被保険者と異なり、次のように取り扱われます。

① 報酬支払基礎日数が三カ月とも一七日以上ある場合は、三カ月の報酬額を三で割ります。

② 一カ月でも一七日以上ある場合は、一七日以上ある月で決定されます。

③ 三カ月とも一五日以上一七日未満の場合は、三カ月の報酬額を三で割ります。

④ 一五日以上一七日未満の月がある場合は、その月だけで決定されます。

⑤ 三カ月とも一五日未満である場合は、従前の標準報酬月額に基づき決定されます。

■四月に途中入社し、日割で一八日分の給与を支払ったとき

この場合は本来の支給額ではありませんので、九月以降に受けるべき報酬月額を被保険者により算定（五月と六月の二カ月平均で決定）します。

■低額の休職給を受けたとき

低額の休職給を支給したときは、その月を除いて計算します。三カ月とも休職給を支給したときは、従前の標準報酬月額で決定します。

■育児休業中で報酬を受けていないとき

育児休業等を取り、三カ月とも給与の支払いがないときは、休業直前の標準報酬月額で決定されます。

ちなみに、その間会社が手当等を支給している場合であっても、報酬支払基礎日数が一七日未満であるため、従前の標準報酬月額となります。

■病欠がある人の場合

病欠、休職などで、報酬支払基礎日数が一七日未満の月がある人の場合は、一七日未満の月を除いて算定します。

また、三カ月間とも欠勤した場合は、被保険者算定として、休業直前の標準報酬をもって決定します。

■七〇歳以上の被用者

厚生年金保険の適用事業所に使用される七〇歳以上の高齢者

（短時間就労者は除く）については、六〇歳後半の在職年齢年金と同様の仕組みが適用されることから、年金額の調整に必要となる報酬月額及び賞与の金額を把握するために、通常の「算定基礎届」と一緒に、「七〇歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」を提出しなければなりません。

■定時決定に係る手続き

七月一日から七月一〇日まで、「被保険者報酬月額算定基礎届」に以下の書類を添付して、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金のうち加入している制度に提出します。

- ① 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- ② 被保険者標準報酬月額算定基礎届総括表 附票（雇用に関する調査票）
- ③ 賃金台帳・タイムカード
- ④ 源泉所得税領収証書など

60歳台後半の在職老齢年金

65歳以後厚生年金の被保険者として在職する場合には年金額が支給調整（減額）されることがあります。これを60歳台後半の在職老齢年金（高在老）といい、在職している限り70歳以降も支給調整の対象となります。

年金月額を支給停止額は、総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割った額とを合算した額）と基本月額（老齢厚生年金（加給年金額を除く）を12で割った額）に基づき、次の計算式から求めます。

- ① 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円（支給停止調整額という。以下同じ）を超える場合
…（総報酬月額相当額＋基本月額－47万円）÷2
- ② 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円以下の場合

…全額の年金が支給

平成22年4月から支給停止調整額が、48万円から47万円に引き下げられて、受給者の年金額が減額されることとなりました。ちなみに、60歳台前半の在職老齢年金も同じです。

たとえば、年金月額10万円、給与36万円、年間90万円（月額7万5,000円）の賞与が支給されている人の、その月の年金支給停止額は3万2,500円、つまり年金支給額は6万7,500円（従前は7万2,500円）となります。

$(360,000円 + 75,000円 + 100,000円 - 470,000円) \div 2 = 32,500円$

また、年金月額10万円、給与59万円の場合は、年金は全額支給停止となります。

$(590,000円 + 100,000円 - 470,000円) \div 2 = 110,000円$

なお、年金額が支給調整されるのは老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金は全額受けられます。

国民健康保険料の軽減措置

雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などにより離職した者）及び特定理由離職者（雇止めなどにより離職した者）の国民健康保険料が、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定される制度（軽減制度）として平成22年4月1日からスタートしました。今年度この軽減制度の対象となる人は、平成21年3月31日以降に離職した人です。

この改正に伴い、国民健康保険に加入するほうが保険料が低くなるため、任意継続被保険者から国民健康保険の被保険者となることを希望する場合は、任意継続被保険者の資格を喪失させた後（任意継続被保険者は、毎月の保険料を納付期限（10日）までに納付しないと、その翌日に自動的に資格を喪失する）に加入することとなります。

詳しくは住所地の市区町村にお問い合わせ下さい。

子ども手当

子どもの健やかな育ちを支援するために、子ども手当として平成二十二年六月、十月、平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分が、平成二十三年六月に二月分と三月分が支給されることとなりました。

子ども手当の支給対象となる子どもは、中学校修了前までの子どもで、小学校修了までの児童に支給される児童手当より範囲が広く、しかも児童手当のように所得制限がありません。支給額は、月額一万三千元（児童手当の支給額を含む）に子どもの数を掛けた額で、市区町村から支給されます。今般の制度創設に伴い、子ども手当を受給できるようにする人は、住所地の市区町村で認定を受ける必要がありますので、申請手続き等も含めて担当窓口にお問い合わせ下さい。